



令和 8 年 7 月 3 0 日
国土交通省中部地方整備局
設楽ダム工事事務所

したら
豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書に基づく
したら
「豊川水系設楽ダム建設事業 事後調査報告書（第 3 回）」
の縦覧について

中部地方整備局では、設楽ダム建設事業に係る愛知県環境影響評価条例の手続きとして、
「豊川水系設楽ダム建設事業 事後調査報告書（第 3 回）（以下、報告書）」の縦覧を行います。
縦覧は、8 月 3 日から 9 月 3 日まで設楽ダム工事事務所（新城市）をはじめ全 6 箇所で行います。
報告書の内容については、8 月 3 日より設楽ダム工事事務所のホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/>）でもご覧いただけます。

1. 縦覧期間：令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 9 月 3 日（木）
（土曜日、日曜日、祝日、休日を除く）
2. 縦覧時間：別添資料 1 のとおり
3. 縦覧場所：別添資料 1 のとおり
4. 資 料：資料 1 「豊川水系設楽ダム建設事業 事後調査報告書（第 3 回）」の縦覧についてお知らせします」
5. 解 禁：指定なし
6. 配 布 先：中部地方整備局記者クラブ、豊橋市政記者会、新城市政記者クラブ
7. 問合せ先：国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所
担当：副所長 吉川、建設専門官 松田
電話：0 5 3 6－6 2－1 2 9 2（調査課直通）
Email：cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp

国土交通省設楽ダム工事事務所からのお知らせ

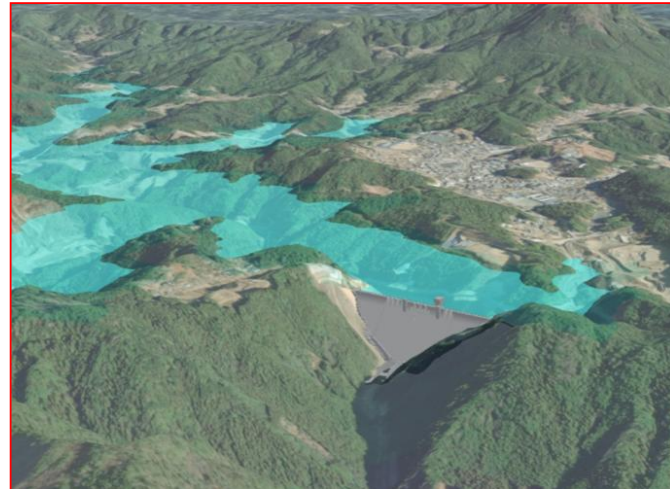
豊川水系設楽ダム建設事業 事後調査報告書（第3回） の縦覧についてお知らせします。

環境影響評価法に基づく「豊川水系設楽ダム建設事業の環境影響評価書」において実施するとして事後調査について、愛知県環境影響評価条例に基づき、令和元年度から令和7年度までに実施した調査結果を、事後調査報告書（第3回）としてとりまとめました。次のとおりご覧頂けますのでお知らせします。

事後調査とは、効果に関わる知見が不十分な環境保全措置等を講じる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに、環境の状況を把握するために行う調査です。

なお、事後調査報告書は、工事期間が長期に渡ることからダム工事の主要な区切りで6回程度行う予定をしており、1回目は平成29年3月に、2回目は令和元年7月にとりまとめ、今回はその第3回目となります。

今回の事後調査報告書では、現在、事後調査を実施しているクマタカ、アケボノユウレイグモ及び植物の重要な種のうちクマノゴケ、ジョウレンホウオウゴケ、マツムラゴケ、カビゴケ、イチヨウウキゴケを対象にとりまとめを行っています。



設楽ダム完成予想図
(ダム下流から設楽町田口地区を望む)

◆事後調査報告書の縦覧◆

(1) 縦覧期間

令和8年8月3日（月）から令和8年9月3日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日、休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前8時30分～午後5時

中部地方整備局総務部総務課（情報公開室）では、午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）

(3) 縦覧場所

【 設楽町 】

国土交通省 中部地方整備局
設楽ダム工事事務所 設楽庁舎
愛知県北設楽郡設楽町
田口字川原田1番地2

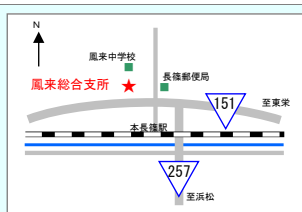


設楽町津具総合支所 管理課
愛知県北設楽郡設楽町
津具字下川原5番地1



【 新城市 】

新城市風来総合支所
地域課
愛知県新城市
長篠字仲野16番地11



国土交通省 中部地方整備局
設楽ダム工事事務所 新城庁舎
愛知県新城市杉山字大東57



【 豊橋市・名古屋市 】

国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所 待合コーナー
愛知県豊橋市中野町字平西1丁目6番地

国土交通省 中部地方整備局
総務部総務課（情報公開室）
名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
名古屋合同庁舎2号館7階

ホームページでも事後調査報告書をご覧いただけます。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/>

問合せ先：国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所
担当：副所長 吉川、建設専門官 松田
電話：0536-62-1292（調査課直通）
Email：cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp